

平成25年第1回笠松町議会定例会会議録（第7号）

平成25年3月19日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	4番	川 島 功 士
副 議 長	1番	尾 関 俊 治
議 員	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	間 宮 聡
会 計 管 理 者	足 立 茂 樹
企画環境経済部長	大 橋 雅 文
住民福祉部長	岩 越 誠
建設水道部長	森 光 彌

教育文化部長	堀 康 男
総務課長	杉 山 佐都美
企画課長	堀 仁 志
保険医療課長	加 藤 周 志
水道課長	鈴 木 秀 夫
教育文化課長	奥 村 智 彦
郡教委学校教育課長	廣 瀬 治 良

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	浅 野 薫 夫
書 記	古 田 裕 子
主 任	亀 井 昭 宏

1. 議事日程（第7号）

平成25年3月19日（火曜日） 午前10時開議

日程第1	第16号議案	平成25年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第2	第17号議案	平成25年度笠松町介護保険特別会計予算について
日程第3	第18号議案	平成25年度笠松町下水道事業特別会計予算について
日程第4	第19号議案	平成25年度笠松町水道事業会計予算について
日程第5	第21号議案	笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定について
日程第6	第22号議案	平成24年度笠松町一般会計補正予算について
日程第7	第23号議案	笠松町議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第8	第24号議案	笠松町議会会議規則の一部を改正する規則について

開議 午前10時00分

○議長（川島功士君） ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第16号議案から日程第8 第24号議案までについて

○議長（川島功士君） 日程第1、第16号議案から日程第8、第24号議案までの8議案を一括して議題といたします。

第16号議案 平成25年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決いたしました。

第17号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計予算についての質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決いたしました。

第18号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計予算についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

第19号議案 平成25年度笠松町水道事業会計予算についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

8番 安田議員。

○8番(安田敏雄君) ちょっと確認ですが、24年度はあと少しで終わるんですが、ちょうどうちの裏のところで水道の耐震の水道管の工事ということで、大体完了したんですが、これは25年度は全町でそういう耐震のための水道工事をやるのか、接続部分の耐震の補強をやっているのか、ちょっとそこら辺の、24年度はどこで載っていたかわからんですが、25年度、またこれを続けて全町そういう工事をやるのか。それはどういうための工事か、ちょっと教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(川島功士君) 森建設水道部長。

○建設水道部長(森 光彌君) 耐震補強の工事の関係でございます。

今議員御指摘のように、今議員さんのちょうど裏の円城寺から中野にかけて、第1水源地と第4水源地を結んでいる、あそこ250の本管が入っております。そのダクタイルの本管について、耐震補強を行っております。その耐震補強の方法につきましては、約50メートル区間のピッチごとに、それぞれ可とう管といまして、要するに地震で振動したときに、そこで振動を吸収する管を、大体50メートルないし100メートルに1カ所ずつ設けていくということで、今回、約4カ所ほどその可とう管を布設させていただきました。また、引き続き25年度につきましても、今、第4水源地から第1水源地のほうへ向かってやっているんですが、今度はもう少し西のほうへ向かってやっていきたいと思います。

ちなみに、JRから西のほうについては、一昨年度にもう既にダクタイルの铸铁管について耐震を実施しておりまして、引き続きそちらの第1水源地と第4水源地を結ぶ250の本管について耐震をしていくというようなことで考えております。

[挙手する者あり]

○議長（川島功士君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

きょうの朝日新聞にも大きく、今の地震のあれで記事がすごく大きなカラーで載っております。笠松町は、岐阜県は割合被害が少ないということであれですが、本当に水道管の耐震は、インフラの中では大変難しい問題やら、もし水がない場合は本当に困るということで、これは全町に進めてやっていくものなのか、もう一回。

それで、全町、これを全部やらなきゃいかんのか、そこら辺だけ確認しておきますので、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（川島功士君） 森建設水道部長。

○建設水道部長（森 光彌君） 耐震補強につきましては、もう従前からかなりの箇所で行っております。基本的には配水管、メイン管についてまず耐震を図っていくということで、既に耐震の進んでいる部分につきましては、第1水源地と第3水源地に向けましては、町の中、それから田代のほうで可とう管を設置しております。引き続き、今現在、第1水源地と第4水源地を結ぶメイン管について、可とう管を設置して耐震を図っているというところでございまして、今現在は、配水管につきましては、要するに下水道工事にあわせて配水管等の布設がえをしているところでございますが、その布設がえをする配水管につきましては、要するに75ミリ以上の管についてでございますが、そちらにつきましては、融着のポリ管で耐震を図れる管を布設しているということで、メイン管については全町的にやっていかなければだめだということで進んでいるところでございます。

○議長（川島功士君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

第21号議案 笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず指定管理者になりました岐阜県サッカー協会なんですが、主たる事務所の所在地というのはなぜ主たるなのか教えていただきたいのと、岐阜県サッカー協会は岐阜県下のサッカーの団体が入っていると思いますが、これはスポーツ少年団から始まって、大人のサッカーの全ての人たちの一つの協会としてまとまった団体だというふうにとってよろしいでしょうか。

それから、水谷晃三さんという代表者は、どのようなお仕事をなさっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（川島功士君） 堀教育文化部長。

○教育文化部長（堀 康男君） それでは、3点の御質問でございますが、まず主たる事務所の所在地というのは、これはここに議案として提案させていただきましたことで、こういった表示の仕方主たる事務所ということで表示をさせていただいております。岐阜市六条の大溝に事務所を持ってみえるということでございます。

それから、加盟団体の関係でございますが、スポ少から中学、高校、一般、全てのサッカーの団体がこの県の協会に加盟しておみえになります。

それから申しわけございませんが、代表者の会長の水谷さんの職業まで、ちょっとこちらで今把握をしておりませんので、申しわけございませんが、よろしく願います。

〔挙手する者あり〕

○議長（川島功士君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） まずサッカー協会の事務所は、現在、ここに上げられたところにあり、そしてサッカー協会の代表者となっていられるのが水谷さんだということはわかりますが、どこかの会社の理事長とか社長とか、そういうようなことはわかりませんか。

○議長（川島功士君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、会長か社長かは、ちょっと役職はわかりませんが、文溪堂の、今は会長ではないかと思うんですが、そういう記憶はございます。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（川島功士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

第22号議案 平成24年度笠松町一般会計補正予算についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

第23号議案 笠松町議会委員会条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

第24号議案 笠松町議会会議規則の一部を改正する規則についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（川島功士君） これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成25年第1回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて平成25年第1回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時14分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成25年3月19日

議 長 川 島 功 士

議 員 岡 田 文 雄

議 員 古 田 聖 人